



とを考へております。

○横山委員 もしそうであるならば、この執行官という新しい名称、新しい任務が成立をいたしました時点がこの一つの区切りになると思うのであります。将来設定をされるときには、この施行の時期が実効開始の時期と、こう考えられますかどうか。

○岸最高裁判所長官代理者 この問題はいろいろな問題を含んでおりますので十分検討いたさなければなりませんので、ただいまお尋ねのようなことをこの際はつきり申し上げることはできませんが、できる限り早急に実現するように努力いたします。

○横山委員 私の質問は終わります。

○大久保委員 此の際はおかりいたします。

本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。存じます。これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○大久保委員 此より討論に入る順序であります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

執行官法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保委員 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大久保委員 此の際、本案に対し、横山利秋君より、自由民主党、日本社会党、及び民主社会党の共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議について提出者からその趣旨の説明を求めます。横山利秋君。

○横山委員 附帯決議を朗読して提案説明にかえたいと思ひます。

執行官法案に対する附帯決議（案）

我が国の執行吏制度については、今回の改正をもつては不十分である。よって、政府並びに最高裁判所は、引続き執行事務を直接固定俸給制の裁判所職員たる執行官において行方について検討を加え、早急にその実現方について鋭意努力すると同時に次の諸点について配慮すべきである。

一、各地方裁判所内に、執行官の執務場所を確保することはもとよりその環境施設を明朗ならしめることに努力すること。

二、執行吏代理をはじめ執行事務に従事する職員の処遇並びにその地位の安定と雇用条件について格別の配慮を行うこと、なお執行吏代理の執行官への登用については、その経験等を参酌してできる限り有利な取扱いを行うこと。

三、手数料制度その他執行事務をめぐる各種の問題について改善を加え執行の公正の確保方について十分な努力をすること。

四、執行官以下執行事務の処理に当る職員の教育並びに研修について、予算上の手当その他必要な措置を講ずること。

以上であります。

○大久保委員 此にて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保委員 起立多数。よって、本動議は可決されました。

この際、本附帯決議に対し、政府の所信を求めます。石井法務大臣。

○石井法務大臣 政府といたしましては、附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして、この制度運営の衝に当たります裁判所当局の意見を聞きまして、格段の努力をいたすつもりであります。

○大久保委員 次に、おはかりいたします。

ただいま可決せられました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大久保委員 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大久保委員 此の際、暫時休憩いたします。直ちに理事会を開会いたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十九分開議

○大久保委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

裁判所の司法行政に関する件、法務行政及び檢察行政に関する件、並びに人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。志賀義雄君。

○志賀（義）委員 他の政府委員または説明員が来ておられませんが、実は補導施設を脱走した少年が五月二十五日、知り合いの女と共謀してタクシー運転手を襲ひ、強盗傷人で送検されておりますが、この少年が入っていたのは千葉県の我孫子にある補導施設三橋学院で、ここを二日前に脱走したのであります。これは秋田豪論という人が会長で、その一族が、三橋学院とルンビニホーム、興心塾、この三つを経営しているものであります。過去一年間の実績では、この三施設に委託された少年の数は、東京周辺にある二十数カ所に委託された全少年数の四分の一ないし五分の一を占めております。この秋田豪論という人の末っ子である秋田三演という人が興心塾の塾長になっておりますが、警察の暴力団の資料のG資料——これは関東一帯の暴力団関係資料のG資料——これは関東一帯の暴力団関係資料のG資料ですが、その第二部に、この秋田三演という人の名前がありますかどうか。

○伊藤説明員 お尋ねになりました中で出てまいりましたG資料というものが、警察庁でつくられておるといふことを私も承知いたしております。ただそれが関東一帯の暴力団関係のリストであるのか、あるいは全国のリストであるのか、そのあたりは私も承知いたしていません。その中に秋田三演という名前が載っているかどうかというのをたまたま私記憶しておりましたが、かりに載っているというのを私が知っております。私も、個人の名前に関するところでもありませんし、私がここで申し述べられるかどうか、確かな御返事はできませんと存じます。

○志賀（義）委員 これは、昭和三十八年当時のG資料の第二部に、安田組のところに秋田三演という人の名前が出ています。これが言いたかった秋田一族でやっていると三つの中の興心塾の塾長になっているのであります。この秋田三演という人が施設の中で少年たちの前で、自分が安田組だったということを公言して、「チンピラにはなるな、どうせやるならおれみたいな、おれは安田組の幹部だったのだ、」こういうことを言っておりますが、警察の観点から見てどうですか。あなたは、個人の名誉に関することだからと言われたが、こゝは法務委員会ですから、こういう人が補導に適切な人かどうか、警察庁としてはどうお考えですか。

○伊藤説明員 先生の御質問につきまして、ちよつと誤解がございます。すなわち釈明申し上げますが、私、法務省の刑事課長でございます。警察ではございませんので、お断りしておきます。したがって、先ほど申し上げましたように、警察庁において作成しております資料につきまして私から申し上げることは適当でない、かように考えておるわけでございます。ただ、私も一人の市民としては、先生の御指摘のようなことがあれば好ましくないことだと思ひます。

○志賀（義）委員 法務省とすれば、なおさらG資料にそういうものがあるが、これが補導施設の人物として適当かどうか、これについて、

あらためてお考えを伺いたいです。というのは、「適当な施設、団体又は個人」ということに補導施設はなっておりません。これが一体そういうことに当たり得るかどうかが、その秋田豪語という父親もこの三つの施設をやっているのではありませんが、興心塾の塾長は安田組常務支部長をやっているの、少年に対して押えがきくからいいというように、こういうことを言っておりますが、法務省としては、こういうことはいいとお考えですか、どうですか。

○伊藤説明員 法務省としてどう考えるかというお尋ねでございますが、この補導施設は、おそらく文部省所管の施設ではないかというふうに、私、存するわけでございますが、そういう観点からしまして、法務省としてどう考えるかというところは、ちょっとお答えしにくいように思っております。また私自身、刑事局に属しております一介の課長でありまして、かりにこれが保護矯正関係の施設であるとしたとしても、法務省としての意見を申し述べるといことはきわめて超越なことになる。したがって、先ほどお答えいたしましたように、一人の市民として、先生のお尋ねの中の前提となっておられる事実関係でございます。それでは、好ましくないことだ、かようにお答えしたわけでございます。

○志賀(義)委員 法務省の刑事課長に伺いました。が逃げられますので、今度は最高裁の家庭局長に質問します。

少年法に基づく少年の補導施設は、最高裁のほうでどういう関係を持っておられますか。

○細江最高裁判所長官代理人 ただいま志賀委員からお尋ねの補導施設の問題でございますが、家庭裁判所は、少年法二十五条によりまして試験観察をいたすわけでございます。試験観察と申しますのは、その少年を調査いたしました上で、審判をするにつぎましては資料が集まらない、もう少し少年の動向を観察した上で適正な処遇をしたいというような場合に、少年法二十五条にのっとりまして試験観察に付するわけでござい

ます。この試験観察は、調査官の観察に付する場合と、それから施設、あるいは団体、個人等に少年の身柄を委託して、そこで補導あるいは行動観察をする。こういう二つの場合があるわけでござい

ただいま志賀委員の御質問の補導委託施設と申しますのは、いわゆる試験観察の段階において、身柄を民間あるいは公共の施設に委託します。その委託のことであると存じます。その補導委託施設は、どういふふうなものがあるかと申しますと、これは厚生省所管の養護施設、あるいは法務省御所管の更生保護会、その他民間の個人、あるいは施設、団体、こういうものがあるわけでござい

ます。養護施設につきましては、厚生省のほうから更生保護会としては、法務省が主務官庁として補導、監督などをなさっておられるというわけでござい

ます。その他の民間の団体、施設になりますと、これは当該少年を預けましたところの家庭裁判所の裁判官が、第一次的な監督をいたしてお

るということでございます。なおつけ加えて申し上げますと、そういうふうな補導委託先を開拓するのは、一体だれがするのかと申しますと、これは私どものほうの家庭裁判所に首席調査官というものがございまして、その首席調査官が少年の更生のために、あらゆる社会資源を開拓するというその一分野として、補導委託先を開拓するわけでございます。こういうふうな補導委託先があるというのを裁判官に申し出るわけでございます。裁判官はその個人、あるいは施設が、はたして少年の補導に役立つものであるというふうに認定いたしますと、そこに少年を預ける、こういう関係になっております。

○志賀(義)委員 ところで、今度少年法について、法務省のほうから改正について意見が出されております。最高裁のほうでは、それに対して同じ統計資料に基づきながら、別の統計資料が出ております。その中に、少年法にいう「適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること」とい

うことと、ただいまお話を伺いますと、裁判所のほうから裁判官が責任を持ってこれを委託するということになっておりますが、最高裁から出しました文書を見ますと、この「適当な施設、団体又は個人」という、この「適当な」ということの基準は、何かきまつているのではありませんか。

○細江最高裁判所長官代理人 別に「適当な」という基準はきまつておりません。これは先ほど申しましたように、首席調査官が社会資源を開発いたしました上で、そして裁判官にこういう補導委託先があるというのを報告いたしますと、裁判官がその施設の内容、あるいはその主管者等の人物をよく検討いたしました結果、この人に預ければ少年はよくなるというふうに認定いたしますと、そこに預けるということになるわけでござい

ます。ただ、一般的な基準をいたしまして、施設的な規模を持っておりますところの個人の場合には、これは家庭局長、刑事局長連連に基づきまして、各家庭裁判所所長が、その収容の施設あるいは設備その他を勘案いたしました上で、その施設には何人ぐらい子供を預けるのが適当であるかとい

うことの認定をするわけです。したがって、その施設の規模その他についての基準は、各家庭裁判所長にまかしておるといのが現在のたてまえになっております。

○志賀(義)委員 その適当だと首席調査官が判定されたものの一つに、千葉県の我孫子にある興心塾というのがあるのです。その塾長は秋田三演という人です。これは、警察庁の昭和三十三年のG資料という関係一円の暴力団体のリストがありま

す。その中にこの秋田三演という人の名前が出ておるのですね。

○細江最高裁判所長官代理人 それは昭和三十何年ごろですか。

○志賀(義)委員 昭和三十三年の警察庁の関東一円の暴力団体に関するリスト、G資料、その中に興心塾の塾長の秋田三演——秋田豪語という人が

会長で、この一族はこの三つを経営しているのではありませんが、こういう暴力団のリストに出てくるような人は、首席調査官が見て適当なものでありましようかどうか、その点をまずお答え願いたい。

○細江最高裁判所長官代理人 興心塾の塾長の秋田豪語氏が暴力団のリストに載っているという事実については……

○志賀(義)委員 秋田豪語という人が代表になっていますが、塾長は秋田三演という人です。これは秋田豪語という人の末っ子です。

○細江最高裁判所長官代理人 私のほうの資料によりますと、興心塾の塾長は秋田豪語氏、七十二歳で、職業は僧侶というふうになっておりまして、この人が責任を持ってやっておるといふふうに理解しております。そういうふうな暴力団のリストに載っている人が少年の補導に関係しているというふうな事実とはつかんでおりません。もしかりに、志賀委員の御指摘のようなそういうふうな人物が少年補導に関与しているということになれば、これは問題であるかというふうに私どもも考えております。

○志賀(義)委員 それはこういうことです。私のほうにだいたいよく知っているのだ。この五月に秋田三演からその秋田豪語という人にかわつたのです。そのおやじさんのほうにまたかわつたのです。いいですか。そうして、施設に入つた少年に対して、この秋田三演という人が、自分は安田組の幹部であつた、同じならチンピラにはなるな、おれのようになれといつて教育してゐた。今度塾長になつたおやじさんのほうは、自分のむすこが支部長をやっているから、少年に対してにらみがきくというふうなことを父兄に言っているのです。これはきつとまだあなた

走した少年の平野勇、十九歳、これが知り合いの女——名前は省きますが、これを連れてタクシーを襲った。被害者は竹内晴という二十六歳の運転手。これはビールびんで後頭部をぶんなぐった、こういうことがあります。こういう施設でもつてできるものかどうか。こういう事実があるのです。ね。そういう施設を——首席調査官は一体何を調査されたか。最高裁はどうも私ほどの資料もおつかみにならない。昭和三十八年ごろの警察庁のG資料、関東一円の暴力団体の安田組の中に、この秋田三瀬という人の名前があると聞いておりますが、そういう点もひとつ警察庁にお聞きになって、よく調べていただきたいのですがね。そういう事実がある。「適当な施設」とは何か。適当な施設、個人または団体に委託するといひながら、「適当な」といふのは何かという基準を伺うと、それはございせんと言ふ。そこで、首席調査官は一体何をしておられるかと思うので、先日、調査官はどういう出身の人がいるかという点で私は資料請求を大久保委員長を通じていたしました。まだできておりません。こういう点をもう少し調べていただかないといけません。ここに私のほうでとった写真があります。こういう施設が一体適当なのかどうか。——これが今度の三嶋学院です。三嶋学院まで行つてちゃんと写してききました。

○細江最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の施設につきまして、実は私まだその施設に行つておらないわけですが、しかし、補導委託先がいかに悪いかというところは、非常に少年の更生に影響を及ぼすところでありますので、その委託先の施設といふものについては、十分私どもとしては調査しなければならぬというふうに考へておりました。実は、私どものほうもただいま東京家庭裁判所に対して、——この施設が一番多いのは東京近辺でございますが、東京家庭裁判所におきまして、こころ、三年來補導委託先の調査といふものをいたし、また私ども、局の局付、あるいは課長、私自身も二、三カ所の補導

委託先の施設に参りまして、補導委託施設の改善ということについては意を用いておるわけでございます。本日、実は、この委員会に参ります五分ほど前に、東京家裁の首席調査官及び次席調査官が私のところに参りまして、東京家庭裁判所、補導委託少年処遇要領案というものを持参してまいりまして、これをひとつ検討していただきたいというところで、ざら紙にタイプをいたしました二〇ページばかりの書類を持参してまいりました。こゝろ、これはこの委員会に出たいという御命令でございまして、まだこの補導処遇要領は見えておりません。しかし、私どもは、いま志賀委員が御指摘のとおり、補導委託先については今後十分調査あるとすれば、これはゆゆしき問題であるといふふうにも考えておりますので、今後とも十分調査いたし、御趣旨に沿いたいというふうに考へております。

○志賀(義)委員 たしかばくちには刑法上の罪になつておると思ひますが、そうですね。——ところが、この興心塾を出た少年たちが、またその父兄たちが、何を言つてゐるか。ときどきいかめしい人たちが教会の車で興心塾に乗りつけ、少年たちの見る目もかわらずに、少年が言うことには、これくらいの札束、ちようど十五センチくらいの一万円札の束を積んで興心塾の中でばくちをやつてゐるというのです。少年は、施設についていい商売だな、あんなにもうかるのかと言つてゐるのです。こういう話が広がつてゐるが、事実かどうか。そういう点、これまでお調べになつたことがありませんか。どうも何もお知りにならないから、これも知らぬは何とかばかりですね。

○細江最高裁判所長官代理者 そういう事実は初めて伺ひました。かりにそういう事実があるとすればゆゆしき問題でございますので、私どもとしても、今後十分調査いたしたいというふうに考へております。

○志賀(義)委員 これは少年が話したことだか

ら、私はまさかばくちの現場に踏み込んだわけではないのです。警察官ではないですからね。少年たちがそういうふう言つてゐる。だからこの事実を調べてください。もしこういう事実があるとすれば、こういうことが起こるのは当然でしょう。この写真を見てください。その中には、「青少年精神修養道場」と書いてある。何の精神修養をやらせるのですか。こういった施設で、警察官もまさかそこではばくちが行なわれてゐると思はないでしよう。——こゝろではなかなかたいことを言われる小島委員も感心してゐる。そんなことがあつたらいいんだと言つておる。この人のかたいことでは有名なんだよ。だから、私が資料を請求したのに調査官は一体何をやつておられるか。こういう付近の施設の中に、あなたがさつき説明されたような少年が、こういう補導施設に入られる者の四分の一ないし五分の一の人数がこれまでも入れられてゐる。最高裁判所としてもあまり手ばかりじゃないですか。もう少しよく調べていただきたい。全国でどういふことが起つてゐるか。

そのほか、私はここにたくさん資料を持つてきてゐる。私は事実でないことは言ひません。ちゃんとこゝでも写真まで調べてきて、そのほか幾らでも写真はとつてきております。地元のほうも全部調べてきております。収容された少年がどういふ処遇を受けたか、テープもとつております。父兄の意見も聞いております。だから、私はただ出まかせを言つてゐるのじゃないのです。そういうことを最高裁でお気づきにならないようだから困るのだ。だから、法務省から少年法を、あなたの方の意見とは反対のものを提出されてあたふたしなければならぬのです。私は、いま法務省が出している少年法の改正案には反対なんです。むしろ最高裁の意見のほうを、統計数字から見ても正しいと思つてゐるくらいなんだから、こういうことをしてゐたら、法務省にしてやられるのじゃないですか。もうちつとしっかりしなければいけません。どうですか。

○細江最高裁判所長官代理者 いま志賀委員からだいぶおしかりを受けたわけでございますが、私どもとしても、決して補導委託先についておろそかにしてゐるわけではございません。毎年各家庭裁判所から報告を徴集し、また私どものほうから委託先に視察に参るわけでございますが、しかし、私どもが視察に参るような際には、いま志賀委員が御指摘のような、札束を積んで賭博をするというふうなことはいたしませんし、なかなかそれが目に触れにくいというのが事実でございます。しかし、いま御指摘のような点は、いろいろと裏づけの資料があるといふことでございまして、私どもとしても、今後十分監督を厳重にし、りっぱな施設に立ち直るよう指導していきたい。また、そういうふうな施設にはこれから子供を預けないという方向に進んでいきたいというふう考へております。

○志賀(義)委員 そのほかたくさん少年法のことについてもありますけれども、きょうはこの委員会のいろいろないきさつがありまして、急に來ていただきましたので、請求した資料もきておりませんが、昨年八月三十日、広島高等裁判所の第二次差し戻し審判決で——最高裁で一応無罪になつた八海事件の阿藤被告のことについて伺ひたいと思ひます。

私は、御承知のとおり長い間刑務所にいらしたからよく知つておりますが、どうも人権上非常に重要な問題が起つております。彼は再収容される前に足の上に鉄片を落として、足の甲の骨を痛めております。ところが、拘留所に再び入れられて正座以外は許されないので、私ども長い間いたときに、室内でそれはどめちやくちやな拘束は受けなかつたのですが、最近何か拘留所の内部で、房内においてはそういうけがをした者も絶えず正座をしてゐるよう、こういうふうな何か矯正局のほうで指示をされたことがあるのですか。○須田説明員 収容者のそういう動静につきましては、特に最近指示したものはございせん。た

だ、所内の規律維持上において、点検をとるときとかなどは、特に正座を命じまして番号を言わせたりなどしますけれども、平素は一般的に安座をさせているはずでございます。そう終日長時間にわたって正座を命じておるといことは、おそれないのではないかと思います、本件については特に調査いたしませんけれども、本件については、なおそういう時に身体上に欠陥があり故障のある人については、時と場合によっては横臥許可という措置は一般的に講じております。そういう状況でございます。

○志賀(義)委員 これは被告人の家族、あるいは弁護人が面会に行きまして、明らかに栄養失調の状態にあつて、いま湿しんが出ている。これは栄養失調と不潔と両方から、しばしば刑務所の中では起こりがちの状態です。戦争中に、湿しんがひどくなつて、ついにそれが化膿してじん臓を侵されて死んだのが、有名な戸坂潤という哲学者だつたのです。戦後二十一年を経た今日、湿しんになつておる。その手当てというのは、赤チンを塗るだけだ、こういう状態です。一体こんなことを許しておかれるのかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○須田説明員 病気の点につきましては、その診断、治療は一切施設の医師にまかしておりますが、おそらく医師も十分診察しておるはずと思ひますけれども、特に阿藤被告につきましては、まだ具体的に私も報告も受けておりませんので、ここではちよつとお答えできません。

○志賀(義)委員 そういふ健康状態にあるのですよ。ひとつ至急調べていただきたい。これで阿藤被告は、一度最高裁で却下されて差し戻しになつて無罪になつたのですが、今度は下飯坂という人が判事のころ、これがまた無罪はいけないというので有罪になつた。同じ最高裁で一つの事件について、真実はただ一つであるものについてこういうことがなされた。これは疑わしい事件ですからね。それが裁判官の心証いかにあるいは証拠の認定いかによつて、こういうことになる。疑わし

きは罰せずが刑法の本来の精神ですよ。こういう不当なことをしている。下飯坂という判事は、大阪の最高長官をやつたころから私は知つてゐる。これが松川事件のときに居眠りをしたとだれをたがはしてゐたのです。それを私が指摘したことがある。それでどうとう忌避されたことがあるのです。それで下飯坂判事は当時健康状態がよくなくてというふうな弁明書を出しておりますが、非常にこれは不当な取り扱ひの事件です。私もいろいろ、死刑の判決を受けた人から法務委員会に取り上げてくれと言われるが、確かでないものは私はここでは扱わないことにしてゐる。私が扱つた死刑事件というのは結局無罪になり、あるいはまた自殺と言われた国鉄の下山総裁も、検察庁を代表する刑事局長がここで明らかに他殺であるというところを時効の直前に言われるところまでやりました。この事件は、私どもから見ても、第二回の最高裁の判決には非常に無理がある。そういう人、こういうめちやくちやなことをしておる。いろいろ長い間刑務所に入つた人の自伝なんか出てゐるが、どのどんなひどい刑務所でも、昔のツァーリズムの刑務所でも、監房内においては健康を保持するために室内を歩き回つたりあるいは体操をしたりするぐらいのことは許される。すわつていて腕を動かすことすらも、この阿藤被告には禁止されてゐる状態です。これで、もし阿藤被告が拘置所の中で生命にどうこうということがあれば、これは当然また世間の物議をかもします。とにかくいまの刑務所のやり方に私は非常に不満がある。

たとえば静岡刑務所に国会で私の秘書をやつてゐるのがいま入つてゐますが、これについていろいろおかしいことがあるので、静岡刑務所に長距離の電話をかけた。出てくるのがみんないきなり回避。それは庶務課長にお聞きください、それはだれそれにお聞きください、三十分間電話でたぶらかしを秘書がされたことがあります。非常に無責任です。この静岡の件については矯正局のほうで御返答いただきましたが、この阿藤被告の件

についてもそういう点をよく調べたいと思ひます。とにかくいまの行刑制度についてまだ改善すべき点が多々ありますけれども、この一つの例を見ても、至急阿藤被告に対するこういう不当な取り扱ひをやめて、彼らの健康を保持するために矯正局のほうで留意していただきたいと思ひます。法務大臣並びに政務次官はききよう検事長会同があるのを来られませんか。私がかように申したいことをよくお伝え願ひたいと思ひます。

最後に、もう一度家庭局長にお聞きします。この補導施設は、所管は厚生省かもしれませんが、委託されるのは確かに少年法に基づいて裁判所のほうで決定をなさるわけですね。関東一円のものも調べました。たとえば台湾人がやつてゐるものもありました。奥さんの名前になつてゐるのだが、事実はその人がやつてゐるものがあります。横浜にその事例があります。王という人です。一体、名義上はともかく、実質上こういう人によらしておいていいのですか。そういう点も調べていただけたらいいですか。

○細江最高裁判所長官代理人 ただいまの第三国人が委託施設を経営しているというお話は実は初めて伺つたわけでございます。私もものほうに各施設の規模あるいは施設の主管者、職員等の報告は来ておりますけれども、その中にはそういうふうな第三国人の名前が出ておりません。初めて伺うわけでございます。十分調査いたしてみたいと思つております。もちろん第三国人であるから補導に不適当であるといふことは一がいに言えないと思ひます。ただその人がほんとうに少年を愛し、少年を更生させようという熱意に燃えた方であれば、私は第三国人でも差しつかえないと思ひますが、いま承れば、料理屋も経営し、風俗営業にも携わつておられる、そういうことになればある程度問題はあらうかと思ひますので、十分調査いたしてみたいといふふうに考えております。

○志賀(義)委員 最後に、茨城県土浦に荒川沖農園という施設がございますね、これは家庭裁判所のはうで調査なすつたら、この園長は酒くせが

悪いという。その上に少年に暴行を働いて、一時認可を取り消された。夫人名義でいま再開されてゐます。そこに収容されてゐた少年の証言を、私はテープレコーダーで詳しくとつて持つております。まさかここで再演するわけにもいきませんけれども……こういう施設が方々にあるのです。ちゃんとこういうふうな写真をとつてきてあります。ひとつ調査官のほうで、この荒川沖農園の園長だつたという人、いま奥さん名義になつてゐるが、少年に暴行を働いたというのでやめさせられたこの人に対する評価はどうか、そういう点も調査官にもう一度よく調査してもらつて、その上で御報告願ひたいのです。こういう例を関東の東京付近だけでも私はたくさん持つてゐる。全国にくともつとたくさんあると思ひます。つまり私の言いたいのは、家庭裁判所がこういう補導施設に少年を委託するからにはもう少し責任を持つてやつていただきたらいい。そうでないと、少年法で私どもの反対している法務省のあの意見で押し切られてしまふ、油断してはだめですよといふことなんです。いかがですか。

○細江最高裁判所長官代理人 補導委託先につきましては、ただいまの志賀委員の御発言、私も全く同感でございます。補導委託施設がよくなければ少年の更生はむずかしいといふことはこれは当然のことでございます。ただ御指摘の荒川沖農園のことでございますが、私もものほうに対する報告といたしましては、この園長は宮内萬治という四十九歳の年齢の方で、農業をやつておるといふことになつておるといふ、その奥さんの名義でそれをやつておるといふふうな報告は出ておりませんが、しかし御指摘のような事実があると思へば、十分調査官に調査いたさせまして善処したいといふふうなことを考えております。

○志賀(義)委員 最後に、昭和三十九年ごろの関東一円の暴力団を調査したG資料というのがありますが、その中の安田組の項に、先ほど申した秋田三演という興心塾の塾長をやつておるといふお人ですが、この五月にかつたそうです

が、その人の名前も出ておりますから、これはひとつ警察庁にあなたのほうから照会してみてもいい。よくその資料を見た上でまたいづれあらためて質問したいと思ひます。

委員長、きょうこれでやめておきます。

○大久保委員長 次会は明十日に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

昭和四十一年六月十六日印刷

昭和四十一年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局